

まえがき

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するために制定された景観法においては、景観計画区域を定め、その中で対象地域の良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として指定することが可能となり、指定された樹木についてはその良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められています。景観重要樹木として指定される樹木は、その地域を代表するシンボルとして巨樹・老樹であることが多いと考えられることから樹木活力の衰退や木材腐朽等の進行が懸念され、これらの樹木の維持管理は慎重を期することが重要となります。また、樹木支柱や保護柵、腐朽治療等においては、樹木と一体感のある外観となるよう景観上の配慮も必要となります。しかしながら、巨樹・老樹を対象とした場合の景観に配慮した樹木活力の維持・向上技術手法は確立されているとはいえ、景観重要樹木の管理指針の策定が必要となっています。

本資料は、景観重要樹木の管理指針策定のための基礎資料として、景観に配慮した巨樹・老樹を主対象とする樹木保全対策手法（調査・診断、施工・管理、モニタリング等）について、手引きとなる資料をとりまとめたものです。また、樹木保全対策手法については、景観重要樹木に指定されない巨樹・老樹をはじめとした樹木全般の維持管理にも活用することができます。

本手引きをとりまとめるにあたっては、千葉大学大学院園芸学研究科・園芸学部緑地環境学科の藤井英二郎教授、東京農業大学地域環境科学部造園科学科の濱野周泰教授、東京農業大学環境緑地学科の堀大才非常勤講師から構成した研究会を開催し、手引きの方針や具体的内容についてご教示いただきました。また、多くの皆様から本資料に掲載する写真を快くご提供していただきました。ここに深く感謝の意を表します。

本資料が活用されることにより、今後の景観重要樹木の指定の促進に繋がり、地域において大切に守られてきた貴重な樹木が、将来にわたって良好な姿で保全されることを期待します。

平成 22 年 1 月

国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部 緑化生態研究室

室長 松江 正彦